

Title	今井林太郎 八木哲治著 封建社会の農村構造
Sub Title	
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.2 (1956. 2) ,p.164(84)- 168(88)
JaLC DOI	10.14991/001.19560201-0084
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560201-0084">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560201-0084</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

域的に検討した後、「部落有林野の所有、あるいは利用に結びついた生産の内容を反映した意味での地代」(一四二頁)を「指標」として、現在に於ける部落有林野の類型化を行つてゐる(一四三頁以下)。この結果は

- (1) 共同體的部落有林野
- (2) 地主的、農民的部落有林野
- (3) 資産的部落有林野
- (4) 經營的共有林

の四種に集約され(一四四頁)、その各々について前述した意味での地代の發生・實現の形態が追究されてゐる。勿論、著者自身が、「一應の類型化」と述べてゐる通り、かゝる分類の仕方乃至内容の把握に幾多の問題が残されてゐることはいふまでもない。それにも拘らず、こゝに示された部落有林野理解の方法は、高く評價されるべきである。特に、部落有林野の分解を取扱つた第三章と共に、我々は、本書によつて、林野研究が、一つの新しい段階に突入したことを、十分に感知することが出来る。

尚、本書の巻末に附された参考文献も、研究の手引として、更には亦、本書構成の基礎資料として、看過し得ない意義を有してゐることを附記する。

(金丸 平八)

今井林太郎著  
八木 哲 治著

### 『封建社會の農村構造』

一九五五年は日本經濟史に關し極めて多産の年であつたが、神戸大學の今井、八木兩氏によつて著された『封建社會の農村構造』はその槓尾をかざるにふさわしい好著であつた。日本における封建社會の成立、發展、解體に關する研究は、「封建制」の位置づけをめぐつて幾多の所論を生み、論争を惹き起しつゝある。しかしながら、そこに見出される主張や議論は、豊富な史料の驅使と、その論理的な體系化なくしては、全く机上の空論に終る場合が多いのである。我が國における經濟史研究の科學的分析が開始されたのは比較的淺い歴史しか有していないし、又前提たる史料の發掘、利用が諸々の事情から決して十分とは言えない現状においては、その様な事情は已むを得ざる過渡的現象であるとも言える。個別の研究が地方的考察にとどまる限り、又、論理的考察が十分な實證的過程を持たざる限り、それが科學としての歴史學にランクされるにはなお距離を有するのである。かくして我々は一方において個別研究の貫徹による地方性の揚棄と、他方においては論理的考察の「假説」から「理論」への展開を要求される。ややもすれば背離せんとする歴史學研究におけるこの二つの途は共に必要條件であつて、何れに偏する事も許されず、又輕重を測る事も許されないのである。そして又、今日ほどさう言つた歴史研究の根本的態度が省みられねばならぬ時もなく

つたと考えられる。この様な學界の一般的な空氣の内に世に問われた本書は如何なる意義を有するのか、以下私見を述べたい。本書の成立については、はしがきによつてそれが既に數年前に成稿されていた事が述べられてゐる。従つてこの數年間における諸研究の成果が、反映されてゐない事は已むを得ざる事であつたとは言え、殘念でもあつた。しかし、その様な事情は本書の内容についていささかも批判するべき點ではない。ただ讀者としては本書を縮くに當つてまず念頭に置く必要がある。

この研究の内容を概括すれば、所謂「攝津型農村」と言われる畿内先進地帯の攝津國武庫川下流地域、就中武庫郡上瓦林村を中心とした地域の近世における歴史を、社會的には農民層の構成、經濟的には一豪農の農業經營を樞軸としつゝ述べられてゐる。中心となるのはこの二點を究明された第一篇及び第二篇であるが、これらの中核と關連する宮座の問題、絞油業の發展、治水及び用水利用の問題を取扱われた第三乃至第六篇も亦それぞれ重要な課題を含んでゐる。何れの篇においても豊富な史料(中心となるのは上瓦林村の舊庄屋岡本家文書)によつて裏付けられた緻密な分析が示されてゐるが本稿においてはこの内、主力とみられる前二篇に重點を置き論ずることとする。

まず第一篇は「近畿農村の階層構成とその分化」と題され、主として上瓦林村における農民層の構成を享保期を境とする前期後期の兩期について考察し、兩期における差異を導き出されてゐる。兩氏による結論は次の如く要約する事ができよう。前期における農民層の構成は、近世初頭の檢地において屋敷地の所持者として登録され

た初期本百姓(夫役負擔農民、この場合役人層を中核としてゐる。役人はすべて高持であるが高持の中には非役人たる庄屋、隱居、柄在家等が含まれてゐる。それ故、この様な農民層構成は持高と言ふ經濟的條件を背後に十分條件として持つてはいるが、決定的には夫役を負擔するか否かの社會的身分として存在した。そして彼等は本家筋の者であるということ、即ち家格を有するという點において特徴的である。しかしこの様な身分別は、相互間における轉位を藏しながら次第に變化して行く。たとえば延寶年間における隱居の變質——これはそれまでの相續形態における諸子分割制から長子單獨制への變化を意味するものであつた——にみられる高持隱居の役人化、元祿——享保期に漸く激化した農民持高の移動にもとづく持高と身分との乖離と、それへの對應とみられる身分の再編成は、變化の中心的な過程であつた。そして寶永期には役が土地と附着され賣買される様になり、「持高の多寡だけが役人身分の決定の基準となり、もはや役人は役儀を負擔する本家格の家柄を表す概念から完全に脱して、嚴密に持高を基準にして定められる近世的な階層別を表す概念となつた(五九頁)。そしてここに持高の有無(或いは大小)による階層構成が出現した。しかしこの様にして生じた近世的な階層は、その後固定化して行く。それぞれの身分の者が土地賣買を通じて實質的には身分と不均衡な經濟的内容を備へるに至つても、身分間の交流は遮斷され、その事はやがて階層間の精神的な疎隔ともなつた。他方、後期における經濟的な階層分化の進行はかなり激しく、たとえば享保——寶曆期には農村の經濟的衰退は中農層に深刻な打撃を與へることとなつた。この經濟的衰退は主として購入肥料

の値上り、過重な貢租の負擔に基くものであつた。しかし明和—文政期にはこの様な經濟的悪化から立直る徴候が見えて来る。それは榮種の作付を通じてであつたが、この他所謂農閑餘業の廣汎な展開も、階層の分化を幾分か緩和するものであつた。しかし、榮種作付への傾向は、同時に購入肥料への依存度の増大を意味したからその面を通じての都市商人との關係をより密接なものとした。従つて階層分化は依然として進化するのである。この様な過程の中に見出される夫役負擔の家割りから高割りへの變化は、兩階層の拮抗の一表現であつた。従つてこの傾向は村によつて現われ方は一樣ではなかつた。

以上は筆者の見た第一篇の骨子である。前期における農民層の構成を夫役を通じての社會的な身分構成として、後期におけるそれを持高を通じての經濟的な階層構成として捉える事は、最近における研究の發展からしても極めて妥當であり、その變化の過程を史料の十分なる驅使によつて示された事は特筆に價すると言つてよい。これによつて我々は初期檢地當時における本百姓が如何なる内容のものであり、それが如何にして變化して行つたかと言ふ重要な課題の具體的な解答を、少くとも先進地帯において一ツ獲たわけであり、從來重要性を説かれつつも、主として史料上の制約から割愛せざるを得なかつたこの過程に脚光が浴せられたのである。従つてこの篇は本質的には批判するべき何物をも有しないのであるが、私になりぬに氣付いた若干の疑問點を呈示してみよう。

第一は、檢地と本百姓の關連である。これは本書で取扱われた史料において、殘存する檢地帳と、身分關係を示す最初の宗門帳との

間に約五十年を隔てる事によるとも思われるが、著者は屋敷地の登録人Ⅱ役人として居られる(二五頁)。この事は慶長・萬治兩期の役人數がほぼ一致する事から推論されているのであるが、この點をお検討すべき餘地が残されている。五十年間に役人數が不變であつたと見る事は、その後の役人數の増加から考へて問題である。これは慶長檢地當時における役人が、領主の如何なる必要に應じて定められたかの追究がなされねばならないし、引いてはその檢地の背景を無視して、檢地と役人設定とを結び付けて考へる事は早計に失するからである。一般的に言つて慶長期に領主の必要とした夫役は軍事的な目的のための夫役であつたらう。従つてその場合設定される役人はその目的に沿ひ得る社會的な、經濟的な、そして肉體的な條件を具備したものでなくてはならなかつた。しかしその様な領主の目的は直ちに變質して行くから、従つて役人の内容も變化せねばならなかつた。又、農民側としても自己の側からその様な身分の規定を五十年間も矛盾なく受容して来たとする理由は何等存在しない。

第二の疑問點も右の點と關連する。初期における本百姓Ⅱ役人は夫役負擔農民であつたとされるが、その夫役は如何なるものが如何なる形態で賦課されていたかと言ふ點は、何等明らかになされてない。とするならば、役人は果して現實に夫役を負擔したのであろうか？ 然りとすれば役人層を中核とした身分構成は、領主によつて公認され、領主的目的のために構成されたものである。しかし否とすれば、この身分的構成は、村落内部の共同體的規制として考へられるものになる。夫役は現實には物納、貨幣納化している事も考へられるのである。

第三の疑問は、後期における身分固定化の傾向が何故生じたのかと言ふ解明。この場合しかも逆に經濟的な階層分化は進行しているのであるから、兩者は全く相反する二つの方向へ進んでいる事になる。本書はこの點について領主の意圖、宮座の影響等を考へて居られるが(七三頁)、果してこれで十分であらうか。實層以後の經濟的變化とは無關係に固定された秩序が百数十年間も維持されたのは維持させた二つの條件が經濟的變化を超えてはるかに強力であつたからであらうか。又、身分秩序が形骸化してはるからであらうか。

第二篇は「一豪農の農業經營における勞働力」の問題と題し、第一篇と關連しつつ上瓦林村岡本家の農業經營を、直接生産者との勞働關係を軸として分析される。大體みに言へば同家の經營が前期には手作地主經營であつたのが文政末期に急速に寄地主としての小作經營に變化して行くのである。初期(寛文以前)における同家の勞働力は譜代下人であつた。彼等は賣買を通じて雇傭される。従つて中世的な譜代ではなくなつてはるが、寛文期以後においては下人養子の形で行われる様になつた。この場合彼等の多くが「家持下人となつて居ることを考へると、賣買による下人よりも……身分的に解放され易い形態であつた」といふことが云える(一三三頁)。この家内下人の家持下人化は元祿頃を劃期として盛になつた。そして元祿—享保期における同家の勞働力は、家内の譜代下人(やがて家持下人となる事を豫定されている)、年季奉公人、家持下人の三つがある。これらの内家持下人は、「自身及びその家族の勞力を主家の爲のみに用いる必要もない、主家から殆ど解放された状態にあつたものと云うことが出来」、そして「なお身分的な制約・賦役勞働的な

ものを残し乍らも、兎も角主家に對して支拂勞働の形態・給銀契約的關係に移行しつつあることが結論出来るであらう。(一四一頁)とされる。そして家持下人は享保以後においてはもはや主家の主要勞働力ではなくなり、これに代つて手作經營を支えるものは年季奉公人であつた。それが從來の譜代家内下人にとつて代るのは元祿期とみられ、正徳期には上瓦林村の高持百姓の少くとも半ば以上が年傭を使用していたのである。彼等の主な給源となつたのは丹波・播磨の山間部、及び攝津の近隣農村であつたが、前者では長年季のものが多いのに對し、後者では比較的少い。奉公人數は享保以後減少したがその内にあつても次第に短年季のものが多くなつて行つた。給銀は「前給」——先渡しが一般に行われ、身代金的な性格を強く殘している。給銀額は享保——安永期の長年季奉公人については非常に低廉であり、むしろ無給に等しい。是に比して短期のものは相當高くなつて居る。この事から次の如く約言しうる。乃ち山間地帯から勞働力の放出が續く限り、低廉な勞働力の利用に基く手作經營は有利に繼續し得た。しかし享保以後においては短期の奉公人が増加し、手作經營は次第に不利となつて行く。しかし岡本家の場合は自身が榮種栽培という商業的農業へ没入して行くことによつてこの危機は切り抜け得た。しかし奉公人の給源は更に村内へと比重を移して居り、農民層分化の強さを示している。同村が都市や手工業地域に間近いと言ふ事は、勞働市場の形成と共に、給銀の平均化を結果した。この他慶長期における村内の日雇勞働の雇傭量も大きい。これらの諸事情と、文政期において顯著にみられる農産物價格の低落、干鰯を主とする肥料價格の上昇は、手作經營に潰滅的打撃を

與え文政期を境として同家を急速に寄生地主化させて行つた。小作そのものは、かなり早い時期から所謂從屬小作として存在していた事を推測させるが、安永期以後は普通小作が大きな比重を占めるに至り、その後における地主——小作關係の創出の素地を形成した。

以上の要約にみられる如く、第二篇における分析はあくまで勞働力の存在形態の視角から追究された岡本家の農業經營なのであつて、經營の全般的考察ではない。しかしながら、著者の努力された肥料價格の變動と、同家の収益との關連の析出は極めて精細に行われ、決定的に大きな比重を占める購入肥料の價格變動を重要視される意圖は十分にくみ取ることが出来る。

しかし、著者自身の認める如く、分析が全般的なものでなかつたにせよ、ここに書かれた内容を更に充實させるために、最低次の數點について明らかにしていただきたい。尤もこれは史料の有無を知らぬ部外者の希望にすぎない。

第一は、手作地主から寄生地主への推轉に當つて、從來の直營地が如何なる形態において、そして又如何なる農民へ分與されたかと言ふ點。第二にはその推轉が手作經營の利益の減少に基くものであり、それを小作經營に移す事によつて利益を保護し得たものとするれば、小作人となつた農民の負擔はどの様に變化したのか。この場合推轉の契機は全く地主側のみに存在したのか否かの點。第三には手作經營において、賃銀の占める割合はそれぞれの時期において如何に變化したか、それは經營の擴大や、集約化と如何なる關連を有するのかという點。これらの諸點を究明する事によつて我々は岡本家の農業經營をより明確に浮上らせる事を得るのではあるまいか。

以上の希望の他に、疑問點若干を示せば次の如くである。上瓦林村の一般的傾向としては、元祿——安永年間に長年季のものが全體の六割乃至九割を占めている(一四二頁)にも拘らず、岡本家においては享保から安永にかけて年傭の七〇%乃至七五%が一年季の奉公人であつた(一五三頁)とすれば、岡本家においてのみ、安價な勞働力が雇傭し得なかつたことになる(兩者の賃銀の平均化は天明以後である——一五九頁)。これは何故であらうか。經濟的にも社會的にも優位にあつたと思われる岡本家のみこの様な事實があつたとは考えられない。これは同家以外の奉公人賃銀が明らかにされれば決められないかも知れないが、重要な疑問となるであらう。

以上で第一、二篇の素描と疑問點の提示を終る。第三篇以下について言及する事は書評としての紙數を大きく越える事になるので割愛させていただく。總じて言えば、この書は冒頭に示した歴史研究における二つの道の、個別研究を貫徹する事によつてその特殊性と一般性とを追究されんとした勞作である事が判つた。その意味で、今直ちにこれが最初に示した二つの研究態度間の背離を埋めるものではないとしても、その様な方向への重要な礎石となるものである事は認めてよい。主として用いられた岡本家文書が非常に豊富な内容のものである事はこの研究を貴重なものにさせる素地となつた。我々は著者と共に、この史料の公刊される事を切望するが、同時に著者による更に深遠な分析が行われ、この書以上に我が國經濟史學界の水準の高められる事をも希望するものである。

(有斐閣刊・昭和三〇年一月・六八〇圓) (速水 融)